

(営業区域)
 第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。
 (申請書に添付する書類)

第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
- 二 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面
- 三 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面
- 四 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者であつて、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとするものにあつては、その旨を記載した書面
- 五 専用自動車道を開設する場合で工事を要しない区間があるときは、その区間について第三十条から第三十八条までの規定に準じて作成した書類及び図面
- 六 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 最近の事業年度における貸借対照表
- 七 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款(商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- 八 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 九 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 組合契約書の写し
 - ロ 組合員の資産目録
- ハ 組合員の履歴書
- 九 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 資産目録
 - ロ 戸籍抄本
- ハ 履歴書

- 十 法第七条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類
- 2 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとする場合には、前項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、申請書に第十五条の十二の運行計画と同一の内容を記載した書面を添付したときは、法第十五条の三第一項の規定による運行計画の届出がなされたものとみなす。

(緊急調整措置)
 第七条 法第八条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 緊急調整地域における営業区域の設定
- 二 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加
- 三 第四条第四項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

第八条の見出しを(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の上限の認可申請)に改め、同条第一項中「一般乗用旅客自動車運送事業等の運賃及び料金」を「運賃等の上限」に改め、同条第一項(変更)認可申請書を「運賃等上限設定(変更)認可申請書」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「運賃及び料金」を「運賃等の上限」に改め、又は事業区域を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「運賃及び料金」を「運賃等の上限」に改め、又は事業区域を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「運賃及び料金」を「運賃等の上限」に改め、同条第三項第一号中「又は事業区域」及び「又は一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。))」を削り、適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金を「認可を受けている運賃等の上限」と同一の運賃等の上限に改め、同項第二号中「運賃」の下に「の上限」を加え、同項第三号中「料金」の下に「の上限」を加え、同項第四号中「一般乗用旅客自動車運送事業者等」を「一般乗用旅客自動車運送事業に」運賃及び料金を「運賃等の上限」に改め、あつては、地方運輸局長の下に、次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

- 4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等を同条第一項の認可を受けた運賃等の上限の種類、額及び適用方法と同じものとしようとする場合にあつては、第一項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が、法第九条第一項の規定による運賃等の上限の認可をしたときは、当該運賃等について同条第三項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
- 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の運賃等(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 五 実施予定日
- 2 次に掲げる場合には、前項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。
 - 一 当該路線について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第五項に該当しないものとして国土交通大臣(運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合)にあつては、地方運輸局長が必要がないと認めるとき。

(一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出)
 第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める料金は、特別座席料金その他の車両の特別な設備の利用についての料金及び手回品料金とする。

2 法第九条第四項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする料金を適用する路線
- 三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 実施予定日